

米国による国際的信教の自由の促進と保護（資料編）

山本 健 人<sup>(i)</sup>  
岡田 順 太<sup>(ii)</sup>  
横大道 聡<sup>(iii)</sup>

はじめに

米国は、信教の自由を侵害している国家と米国の二国間アプローチによって、国際的な信教の自由を促進・保護することを重要な外交政策の一つとして掲げている。他方、わが国においては、二国間関係で、他国内の人権侵害の改善を促すアプローチにはさほど関心が払われてこなかったように思われる。しかし、米国のアプローチはとりわけ国際人権法の領域を中心に少なからぬ研究の意義があると考えられる。

そこで今回、このようなアプローチを実施するための法律やその実施状況等についてわが国に紹介するために、①一九九八年に制定された国際的信教の自由法 (International Religious Freedom Act; 以下IRFA)<sup>(1)</sup>、②IRFAを大きく修正した二〇一六年のフランク・ウォルフ国際的信教の自由法 (Frank R. Wolf International Religious Freedom Act; 以下Wolf Act)<sup>(2)</sup>、③国際的信教の自由の促進・保護の強化を宣言したトランプ大統領の執行命

令、<sup>3)</sup>④IRFAに基づく米国大統領の制裁行動リストについて、資料として提示することとした。

なお、IRFAとWolff Actについては、わが国での研究状況に鑑み、詳細な全規定の訳出ではなく、法律の建て付けが理解しやすい要約版<sup>5)</sup>を訳出した。また、米国による国際的信教の自由の促進・保護に関する仕組みの概説については本誌掲載の別稿を参照して頂きたい。

## I. 資料①——国際的信教の自由法（IRFA）の要約版の抄訳

### 目次

第一章…国務省の活動

第二章…国際的信教の自由委員会

第三章…国家安全保障会議

第四章…大統領行動

第一節…外国政府の信教の自由侵害に対する対応

第二節…現行法の強化

第五章…信教の自由の促進

第六章…難民、避難民、領事館の問題

第七章…雑則

IRFAは次のことを米国の方針であると宣言する。(1) 信教の自由の侵害を非難し、基本的な信教の自由を促進し、その促進のために他国政府を支援すること、(2) 信教の自由の重大な侵害に関与していないと認められた国家に、米国による安全保障及び開発支援の道をひらくこと。

## 第一章 国務省の活動

国務省内に、国際的信教の自由担当大使 (Ambassador at Large for International Religious Freedom: 以下「担当大使」) を長とする、国際的信教の自由対策室 (Office on International Religious Freedom: 以下OIRF) を設置するものとする。

**第一〇二条** 人権報告書の信教の自由及び宗教的差別からの自由に関連する部分を作成する際に、国務長官を支援することを担当大使に命じる。国務長官に、人権報告書と併せて、以下の内容を記載した国際的な信教の自由に関する年次報告書を議会に提出するよう指示する。

- (1) 信教の自由の尊重及び保護の改善傾向と悪化傾向を含む、各国における信教の自由をめぐる状況、
- (2) 当該国の政府が、信教の自由侵害(とりわけ深刻な侵害を含む)に関与又はそれを容認しているか、
- (3) 各国における信教の自由侵害の性質と程度、
- (4) 信教の自由の侵害に関与又はそれを容認している国における信教の自由を支援するための米国の行動と政策、
- (5) 外国政府に信教の自由侵害を止めるよう求める、米国と外国政府との間で結ばれた拘束力ある協定、
- (6) 入国審査官 (immigration judges)、領事館・難民・移民・避難民に関わる公務員 (consular, refugee, immigration, and asylum officers) に対する信教の自由侵害に関する研修、及び、

(7) (エグゼクティブサマリーの中に) 外国における信教の自由をめぐる状況。

**第一〇三条** 世界中の非政府組織や一般市民による、信教の自由の保護に関する国際的資料へのアクセスを容易にするために、信教の自由に関する主要な国際的文書、宗教的迫害に関する年次報告書、エグゼクティブサマリー及びその他の関連文書やサイトへの参照を含むインターネットサイトの設立を国務長官に要求する。

**第一〇四条** 一九八〇年外務法 (Foreign Service Act of 1980) を修正し、首席公使 (chiefs of mission) を含む外交官に対する標準的な研修の一部として、国際的に承認された人権の分野における教育を設けることを国務長官に命じる。

**第一〇五条** 米国の首席公使に、適切な場合には、投獄されている宗教的指導者を含む、宗教的 NGO を探し出し、接触することを命じる。

**第一〇六条** 議会の認識 (the sense of the Congress) は以下の通りである。

(1) 政府が国際的に承認された信教の自由の侵害に関与又はそれを容認している国家内の米国在外公館 (diplomatic mission) は、年次計画立案の一環として、信教の自由を促進する計画を策定すべきである。

(2) 米国の在外公館は、米国のプログラム・補助金に資金を配分したり、候補者を推薦したりする際に、信教の自由の促進に役立つと判断されるプログラムや候補者を特に考慮すべきである。

**第一〇七条** 在外公館の活動とは無関係の他の非政府活動に与えられた条件と同程度の好条件で、宗教活動を行おうとする米国民による米国在外公館への立ち入りを許可するよう国務長官に命じる。

**第一〇八条** 以下のような議会の認識を表明する。ありとあらゆる機会に適切なすべての米国政府の代表者が、信教の自由の懸念に関与することを奨励するために、執行機関の公務員は、外国の要人 (dignitaries)、行政の公務員

及び議員との会合において、そのような問題への擁護を強化することを促進すべきである。

宗教的信仰を理由に、投獄、拘留又は自宅に軟禁されている (placed under house arrest) と思われる人物の別のリストを含む報告書を作成・維持することを国務長官に要求する。

## 第二章 国際的宗教の自由委員会

国際的宗教の自由委員会 (United States Commission on International Religious Freedom: 以下 USCIRF) を設立する。

### 第二〇二条 USCIRFの主な責任は以下の通りである。

- (1) 人権慣行に関する国別の報告書、宗教的迫害に関する年次報告書、エグゼクティブサマリー及びその他の適切な資料で、宗教の自由侵害の事実及び状況の年次及び継続的な評価を示すこと。
  - (2) 国際的宗教の自由について、大統領、国務長官及び連邦議会に政策提言を行うこと。
- 第二〇五条 一九九九年度と二〇〇〇年度の予算を承認する。

## 第三章 国家安全保障会議

一九四七年の国家安全保障法を改正し、国家安全保障会議のスタッフの中に、執行機関の公務員のための情報提供、宗教の自由侵害の事実及び状況に関する情報を集約すること並びに政策提言を行うことに従事する、国際的宗教の自由に関する大統領特別顧問 (a Special Adviser to the President on International Religious Freedom) を設置すべきである、という議会の認識を表明する。

## 第四章 大統領行動

## 第一節 外国政府の信教の自由侵害に対する対応

信教の自由に対する侵害（特に厳しい侵害を含む）に政府が関与又はそれを容認している国ごとに、その国で一定の行動をとること及び信教の自由を促進することによって、そのような侵害に対抗することを大統領に命じる。

資

## 第四〇二条

過去一二月間の各国における信教の自由の状況を毎年評価し、特に深刻な信教の自由の侵害に責任のある機関、手段及び公務員を含む、信教の自由に対する懸念国（Country of Particular Concern: 以下CPCs）を

指定することを大統領に要求する。

## 第四〇三条

大統領に次のことを命じる。

- (1) 信教の自由を侵害する政府に対して何らかの行動をとる前に当該政府と協議すること、及び、
- (2) 議会に報告すること。

## 第四〇五条

大統領は以下の行動をとることができる。

- (1) 公的な非難、
- (2) 学術・文化交流の延期又は中止、
- (3) 米国による開発援助及び安全保障支援の撤回、制限又は一時停止（suspension）、
- (4) 信教の自由侵害の責任を負う外国政府に第一の利益をもたらす融資に反対するよう、国際開発金融機関の米国エグゼクティブ・ディレクター（U.S. executive directors of international financial institutions）に指示すること、
- (5) 信教の自由を侵害する外国政府に商品又は技術を輸出するためのライセンスの発行制限、

- (6) 特定の米国金融機関による信教の自由侵害国に対する貸付保証 (the making, guaranteeing, or insuring of loans) の禁止及び信用の供与 (extension of credit) の禁止、及び、
- (7) 信教の自由を侵害する国から米国政府が商品又はサービスを入手することの禁止。
- 次のことを規定する。

- (1) 上記のいずれかの大統領の行動に代えて、相応の行動をとること、及び、
- (2) 外国政府との間で、信教の自由の侵害を構成する行為、政策又は慣行をやめる、若しくは、それに対処又は段階的に廃止するための実質的な措置をとることを義務づける拘束力のある協定を締結すること。

上記の行動は、人道支援の提供を禁止又は制限してはならないことを宣言する。

**第四〇七条** 一定の条件が満たされた場合に、この法律の要求を延期する (to waive) 権限を大統領に付与する。

**第四一〇条** この法律に基づいて行われた大統領の行動又は機関の行動に関する司法審査を禁止する。

## 第二節 現行法の強化

一九六一年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1961) と国際金融機関法 (International Financial Institutions Act) を改正し、米国の開発援助、軍事援助及び多国間援助プログラムを策定する際に考慮すべき要素として、外国政府が以下の点に該当するか、を追加する。

- (1) 特に深刻な信教の自由侵害に関与又はそれを容認している、又は、
- (2) 特に深刻な信教の自由侵害に対抗するための真剣かつ持続的な努力を、そのような努力が合理的に実施可能であったのに、実施しなかった。

**第四二三条** 一九七九年輸出管理法 (Export Administration Act of 1979) に基づいて、輸出又は再輸出が管理され

ている、犯罪取締及び探知のための機器・装置 (instruments or equipment) のリストに、商務長官が、特に深刻な信教の自由侵害を実施するために直接及び重要な手段として使われている又は使うことが意図されると判断した商品を含めることを要求する。一九六一年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1961) に基づく犯罪取締及び探知のための機器・装置の輸出許可の発給の禁止を、これらの商品の輸出又は再輸出に適用することを宣言する。

### 第五章 信教の自由の促進

自由な宗教的信念と実践に関する権利を奨励し、促進するプログラム及び活動を外国で実施するための資金として、開発援助資金を使用することを認めるために、一九六一年対外援助法を改正する。

**第五〇二条** 信教の自由に対する尊重を促進することに関して、一九九四年米国内閣放送法 (United States International Broadcasting Act of 1994) と一九六一年相互教育及び文化交流法 (Mutual Educational and Cultural Exchange Act of 1961) を改正する。

**第五〇四条** 一九八〇年外務法を改正し、信教の自由を含む国際的に承認された人権の推進における業務が、外交官に対する業績給 (performance pay) の支給及び外交官賞 (Foreign Service awards) の授与の基礎となる業務であることを規定する。

### 第六章 難民、避難民及び領事館の問題

略

第七章 雑則  
略

II. 資料②——フランク・ウォルフ国際的信教の自由法 (W o l f A c t) の要約版の抄訳

第二条

本法は、以下のような議会の認識を表明する。

- (1) 宗教的労働者のビザ申請を日常的に拒否する外国の慣行は、当該国家における宗教的自由の劣悪な状態を示すことになりうる。

- (2) 米国政府は、そのような国と米国との二国間関係を見直すことで、そのような政策の転換を図るべきである。

第一章 国務省の活動

第一〇一条 一九九八年国際的信教の自由法 (I R F A) が改正され、米国の外交政策上の利益として信教の自由を促進するために、国際的信教の自由担当大使は、

- (1) 米国のすべてのプログラム及び活動において、国際的な信教の自由政策をコーディネートするものとする。
- (2) 国際的な信教の自由政策の推進が米国の国家安全保障上の利益を促進しうる省庁間のプロセスに参加するよう強く要請されている。

信教の自由対策室 (O I R F) がその職務を遂行するためには、適切な人員配置を維持することが必要、というのが議会の認識である。

## 第二〇二条 国際的信教の自由に関する年次報告書の提出期限は九月一日から五月一日（又は、その日の後、適切に

下院が開かれる最初の日）に変更する。

この報告書には以下の情報を含むものとする。

- ・ 政府が機能していない又は領土を支配していない国における深刻な信教の自由侵害、
- ・ ある国で拘禁されている者の身元確認、
- ・ 宗教的コンテンツ、コミュニケーション、オンラインでの礼拝活動を検閲するためある政府が行った行為、
- ・ 宗教的集団のメンバーの権利を擁護しようとする又は儀礼屠殺ないし男子割礼の禁止を含む信教の自由侵害を

強調する人権擁護者への迫害、及び、

- ・ 信教の自由に関する米国の行動の国別影響分析。

この報告書のエグゼクティブサマリーには、信教の自由に対する懸案組織 (Entity of Particular Concern: 以下 EPCS) として指定されている非国家アクターが存在する国についての情報を含むものとする。

本法は、人権慣行に関する国別年次報告書には、もはや世界の信教の自由の状況に関する最新の情報が含まれていないことを踏まえると、国務省が国際信教の自由委員会 (USCIRF) と連携し、IRFAの本来の意図を果たすことが重要である、という議会の認識を表明する。

**第二〇三条** 一九八〇年の外務法は改正され、すべての外交官、出国するすべての首席大使及び大使のために信教の自由に関する研修を実施することをジョージ・P・シユルツ国立外務研修センターの所長に要求する。国務省は、このような研修を実施するための計画を一八〇日以内に提出しなければならない。

このカリキュラム及び研修教材は、軍隊や海外に人員がいる他の連邦政府機関と共有されるものとする。

**第一〇四条** USCIRFは、同委員会がCPCs又はEPCsとして指定するよう勧告する外国政府又は非国家的アクターによつて、投獄され、拘束され、失踪し、自宅に軟禁され、拷問を受け、又は強制的に信仰を放棄させられた者のリストを公開するものとする。

## 第二章 国家安全保障会議

略

## 第三章 大統領行動

### 第三〇一条 大統領は、

(1) I F R Aの下で要求される外国における宗教の自由の状況の年次評価と並行して、評価を受けた国又はその周辺地域で活動する非国家的アクターのうち、特に深刻な宗教の自由侵害を行ったものを特定するものとする。

(2) このような非国家的アクターをEPCsとして指定するものとする。

(3) この指定理由を詳述した報告書を提出するものとする。

(4) このような非国家的アクターに対して具体的な行動をとることが求められている。

本法は、非国家的アクターによる宗教の自由に対する深刻な侵害に対処するために、国務省が議会と協力して新たな政治的、財政的、外交的手段を生み出すべきだ、という議会の認識を表明する。

大統領は、非国家的アクターをEPCsとして指定する際、この侵害の責任を負う特定の公務員又は議員

(members) を決定するものとする。

**第三〇二条** このような年次評価の期限は、九月一日から年次報告書が提出された後九〇日以内に変更された。

**第三〇三条** 信教の自由侵害に応答する行動又はCPCsとしてある国を指定することに関する大統領報告は、次の点を含むものとする。

(1) 民主主義、人権、安全保障における米国の利益促進への影響評価、及び、

(2) 民主主義の安定化、経済成長及びテロ対策を対象としたプログラムを含む、当該国で適用されている政策的手段についての説明。

**第三〇四条** CPCsに指定した後に行われる特定の大統領行動の延期は、一八〇日に制限される。本法案は、この

一八〇日後の大統領の追加的な延期権限を規定する。

本法は以下のような議会の認識を表明する。

(1) 現在行われている延長はIRFAの目的を達成していない。

(2) 大統領、國務省及びその他の執行機関の公務員は、大統領の行動を通じて現在の侵害に対処する方法を見つけるべきである。

**第三〇五条** 本法は大統領に対し連邦広報 (The Federal Register) に以下の点を掲載するよう命じる。

(1) EPCsとして指定された全ての非国家的アクター、及び、

(2) 非国家的アクターによる信教の自由への重大な侵害に責任のある個人の身元。

#### 第四章 信教の自由の促進

略

#### 第五章 特に深刻な信教の自由侵害のため指定された人物リスト

**第五〇一条** 国務省は、信教の自由に対する特に深刻な侵害を命令又は指示したことにより制裁（ビザ拒否、金銭的制裁、その他の措置）を受けた外国人に関する信教の自由に対する特に深刻な侵害のために指定された者のリストを作成するものとする。国務省は一八〇日以内に初期リストを提出し、一八〇日ごとに更新しなければならない。

#### 第六章 雑則

略

Ⅲ. 資料③——「国際的宗教の自由の促進」に関するトランプ大統領による大統領令 No. 13926  
(二〇二〇年六月二日)の全文訳

合衆国憲法及び法律によって大統領に与えられた権限に基づき、ここに次のように命じる。

#### 第一条…方針

(a) 米国第一の自由である信教の自由は道徳的にも国家安全保障上も必要不可欠である。世界中の人々のための

宗教の自由は米国外交政策の優先事項であり、米国はこの自由を尊重し精力的に推進する。二〇一七年の国家安全保障戦略で述べられているように、我々の建国者らは、宗教の自由は国家が作り出したものではなく、すべての人への神からのギフトであり、我々の社会を繁栄させるための基本的な権利である、と理解していた。

(b) 宗教的コミュニティ・組織及び他の市民社会の機関は、世界中で宗教の自由を推進する米国政府の取り組みにとって重要なパートナーである。国際的宗教の自由に関する米国政府の政策・プログラム・活動に情報を提供するために、外国のものも含む市民社会組織と協力かつ継続的に関わりをもつことが米国の方針である。

## 第二条・国際的宗教の自由の優先順位

この命令の日から一八〇日以内に、国務長官は、米国国際開発庁（USAID）長官と協議の上、米国外交政策の計画と実施及び国務省とUSAIDの対外援助プログラムにおいて、国際的宗教の自由を優先するための計画を作成しなければならない。

## 第三条・国際的宗教の自由のための対外支援基金

(a) 国務長官は、USAIDの長官と協議の上、法律で実現可能又は認められた範囲内で、かつ、予算の利用可能性を条件に、国際的宗教の自由を促進するプログラムのために、各会計年度で少なくとも五〇〇〇万ドルの予算を計上しなければならない。このようなプログラムは、宗教に基づく個人及び集団に対する攻撃を予測し、防止し、対応することを意図したものを含まなければならない。ここには、(1) そのような(II)宗教を理由に攻撃を受けている」集団が独自のコミュニティとして存続しうることを助ける、(2) 宗教を理由とした攻撃の加害者に対する説明責任を促進する、(3) 信仰にかかわらず個人及び集団に対する平等な

権利と法的保護を保障する、(4) あらゆる信仰のための礼拝所 (houses of worship) 及び公的空間の安全と治安を向上させる、及び、(5) 宗教的コミュニティの文化的遺産を保護し保全する、目的のために設計されたプログラムが含まれる。

(b) 対外支援プログラムに資金を提供する執行機関 (executive departments and agencies) は、法律で認められている範囲内で、外国の適格組織を含む信仰に基づく又は宗教的組織が、連邦の資金の獲得のために競争する際に、宗教的アイデンティティ又は宗教的信念に基づいて差別されないようにしなければならない。

#### 第四条… 米国外交政策に国際的信教の自由を組み込む

(a) 国務長官は、懸案国 (CPCs)、特別監視リスト (SWL) 記載国、懸案組織 (EPCs) の存在する国及び一九九八年の国際的信教の自由法 (IRFA) の第一〇二条 (b) で要求されている国際的信教の自由に関する年次報告書に記載されている信教の自由侵害に関与又はこれを容認しているその他の国の、首席公使 (Chiefs of Mission) に対して、国際的信教の自由を促進する米国の努力を通知又は支援し、当該政府 (host governments) が信教の自由の侵害を排除するために前進することを奨励する包括的なアクションプランを策定するよう指示するものとする。

(b) 各執行機関の長は、外国政府のカウンターパートとの会合において、適切な場合には国務長官との調整のもと、国際的信教の自由及び宗教を理由に投獄された個人が関与している事件に関する懸念を提起するものとする。

(c) 国務長官は、適切な場合には、二国間及び多国間フォーラムの双方で、米国の国際的信教の自由政策を擁護し、同様のことを行うよう USAID の長官に指示するものとする。

## 第五条…連邦スタッフに対する研修

資

- (a) 国務長官は、フランク・ウォルフ国際的信教の自由法 (Public Law 114-281) 第一〇三条 (a) (1) によって修正された、一九八〇年外務法 (Foreign Service Act of 1980 (Public Law 96-465) 第七〇八条 (a) ) に記載されている国際的信教の自由に関する研修をモデルにした研修を、外交問題系列 (the Foreign Affairs Series) の国務省の全公務員が実施するよう要求するものとする。
- (b) この命令の日から九〇日以内に、海外に人材を配置するすべての執行機関の長官は、国家安全保障問題担当の大統領補佐官を通じて、大統領に以下の点を詳述する計画を提出するものとする。それは、三〇日以上一カ所で、海外に配属されている又は海外へ配属ないし滞在する予定の全ての職員に求められている研修に、海外への配属が始まる前に本条 (a) によって要求されている種類の研修を各執行機関がどのように組み入れているか、である。

- (c) これらの要件の対象となるすべての連邦職員は、少なくとも三年に一回の頻度で国際的信教の自由に関する研修を修了するものとする。

## 第六条…経済的手段

- (a) 国務長官及び財務長官は、国家安全保障問題担当の大統領補佐官と協議の上、また、二〇一七年四月四日の国家安全保障に関する大統領メモランダム 14 に規定されたプロセスを通じて、CPCs、SWL記載国、EPCsの存在する国、IRFA第一〇二条 (b) で要求されている国際的信教の自由に関する年次報告書に記載されている、信教の自由侵害に関与又はこれを容認しているその他の国における国際的信教の自由を促進するための経済的手段の適切な使用の優先順位について助言を行うものとする。これらの経済的手段に

は、適切かつ法律で認められている範囲で、宗教の自由に関するプログラムを増やすこと、国家の状況をより良く反映する対外支援を再調整すること、IRFA第六〇四条（a）に基づくビザの発給制限等を含むことができる。

- (b) 財務長官は、国務長官と協議の上、二〇一七年二月二〇日の大統領令13818（重大な人権侵害又は汚職に関与した者の財産を凍結することに関するもの）——とりわけ、マグニツキー法（Global Magnitsky Human Rights Accountability Act (Public Law 114-328)）を実施するものである——に基づく制裁を課すことを検討できる。

### 第七条…定義

この命令の目的のために、

- (a) 懸案国（Country of particular concern）は、IRFA第四〇二条（1）（b）（A）に規定されているように定義する。
- (b) 懸案組織（Entity of particular concern）は、フランク・ウォルフ国際的宗教の自由法第三〇一条に規定されているように定義する。
- (c) 特別監視リスト（Special Watch List）は、IRFA第三条（15）及び第四〇二条（b）（1）（A）（iii）に規定されているように定義する。
- (d) 宗教の自由の侵害（Violations of religious freedom）は、IRFA第三条（16）に規定されているように定義する。

## 第八條・総則

- (a) この命令のいかなる規定も、以下の点を損なう又はその他の方法で影響を与えるものと解釈してはならない。
- (i) 法律によって法執行機関及び諸機関の長官に与えられた権限、又は、
- (ii) 予算・行政・立法の提案に関する米国内務管理予算局(the Office of Management and Budget)局長の機能。
- (b) この命令は、適用される法律と矛盾しないこと、及び予算の利用可能性を条件に実施されるものとする。
- (c) この命令は、合衆国、各省庁、機関、官吏、公務員、代理人又はその他の者に対して、ある主体が法律又は衡平法により執行可能な実質的又は手続的な権利又は利益を創設することを意図しておらず、創設するものではない。

ドナルド・J・トランプ

## IV. 資料④——二〇二〇年までのCPCs指定と制裁行動のリスト

国名	指定年	大統領行動等
ミャンマー	一九九九年—現在	22 CFR 126.1に基づく武器通商制限の継続。
中国	一九九九年—現在	一九九〇年及び一九九二年外交権限法(Foreign Relations Authorization Act of 1990 and 1991)に基づく中国に対する犯罪管理又は犯罪発見機器及び装置の輸出制限。

米国による国際的信教の自由の促進と保護（資料編）

イラン	一九九九年—現在	二〇一二年イラン脅威削減及びシリア人権法 (Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act) の第二二二条 (c) 及び第二二二条 (a) (1)(C) に基づく移動制限。
北朝鮮	二〇〇三年—現在	一九七四年貿易法 (Trade Act) の第四〇二条及び第四〇九条に基づく制限。
エリトリア	二〇〇四年—現在	22 CFR 126 に基づく、武器通商制限の継続。
サウジアラビア	二〇〇四年—現在	米国の重要な国家利益に基づく延期。
トルクメニスタン	二〇一四年—現在	米国の重要な国家利益に基づく延期。
タジキスタン	二〇一六年—現在	米国の重要な国家利益に基づく延期。
パキスタン	二〇一九年—現在	米国の重要な国家利益に基づく延期。
スーダン	一九九九年—二〇一八年	二〇一九年から特別監視リストへ移行。
ウズベキスタン	二〇〇六年—二〇一七年	二〇一八年から特別監視リストへ移行。
ベトナム	二〇〇四年—二〇〇六年	二〇〇五年五月五日に、ベトナムと米国は、多くの重要な信教の自由に関する事項について協定を締結した。たとえば、宗教的活動に関する新法の完全な実施、時代遅れの以前の矛盾する規制の無効、地方政府に対する新法の厳格で完全な実施を指示すること。この拘束力ある協定によって、ベトナムの C P C s 指定を解除。
フセイン政権下のイラク	一九九九年—二〇〇四年	二〇〇四年六月に C P C s から解除
タリバン政権下のアフガニスタン	一九九九年—二〇〇三年	信教の自由の深刻な制限を確認できるが、米国によって政府として認められていないため、C P C s としては指定することができなくなった。
ミロシエヴィッチ政権下のセルビア	一九九九年—二〇〇一年	二〇〇一年にヴォイスラヴ・コシュトニツァ (Vojislav Kostunica) が大統領に選出された際に解除。

料

資

- (i) 大阪経済法科大学法学部助教。
- (ii) 獨協大学法学部教授。
- (iii) 慶應義塾大学大学院法務研究科教授。
- (1) *International Religious Freedom Act of 1998*, Pub. L. No. 105-292, § 2(b) (5), 112 Stat. 2787, 2790 (1998) (codified at 22 U.S.C.A. § 6401).
- (2) *Frank R. Wolf International Religious Freedom Act*, Pub. L. No. 114-281, 130 Stat. 1426, 1426 (2016) (codified at 22 U.S.C.A. § 6401).
- (3) Exec. Order No. 13926, 85 Fed. Reg. 34951 (June 2, 2020).
- (4) Robert C. Blitt, *The Wolf Act Amendments to the U. S. International Religious Freedom Act: Breakthrough of Breakdown*, 4 U Pa J. L. & Pub. Affairs 151 (2019) at 158-161 及 2019年6月19日のCIRF年次報告書「2019年のCIRF年次報告書を基に作成」。
- (5) 訳出した要約版は、アメリカ議会図書館が運営する公式の議会情報ポータルサイトCongress.govに掲載されているsummary page。IRFA : <https://www.congress.gov/bill/105th-congress/house-bill/2431>; Wolf Act: <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/1150>